

⇨ 広告宣伝用資産の贈与を受けた場合

Q : 当社はコンビニエンスストアを営んでいます。この度、取引先である飲料メーカーA社から、新製品名とA社名の入った看板及び陳列棚を無償で取得しました。A社の取得価額はそれぞれ10万円と60万円です。このような場合、当社で受贈益を計上する必要があるでしょうか？

A : 看板については受贈益を計上する必要はありません。陳列棚については40万円の受贈益を計上するとともに、同額が取得価額となり、減価償却の対象となります。

【解説】

法人税法上、資産を無償で取得した場合には、原則としてその資産の取得時の価額を受贈益として計上しなければなりません。しかし、ご質問のように専ら広告宣伝を目的とする看板を取得したような場合は、何ら経済的利益を受けませんので、受贈益を計上する必要はないとされています。

また、陳列棚のようにもらった側においても経済的利益を受けるものについては、受贈益を計上する必要がありますが、商品の陳列などに制約を受けることも考えられることから、全額ではなく、その取得価額の2/3を受贈益として計上すればよいこととされています。したがって、ご質問の場合、A社の取得価額60万円の2/3相当額40万円を受贈益に計上することとなります。

ただし、この経済的利益の額が30万円以下であるときは、受贈益を計上する必要はありません。

